

ブラック企業・ ブラックバイトの見分け方 ～実態を学び、対策を知ろう～

残業しているのに、賃金の支払いがない。



どこに相談したら良いでしょうか？

休憩をもらえないまま働いているので、体力的にも精神的にも苦しい。



「ブラック企業」とよく聞くけれど、具体的にどんな企業のこと？



もし自分のアルバイト先で、「ブラックバイト」と思われる出来事があったら、どうしたら良いんだろう？

2017年12月15日（金） 19時～20時30分
（受付開始：18時30分～）

しまさき ちから

【講師】 弁護士 嶋崎 量 氏（日本労働弁護団事務局長）

1975年生まれ。神奈川総合法律事務所所属、ブラック企業対策プロジェクト事務局長、ブラック企業被害対策弁護団副事務局長、反貧困ネットワーク神奈川幹事など。民事・刑事・家事事件に加えて、働く人の権利を守るために活動してきた。近時は、弁護士の立場からブラック企業被害対策やワークルール教育法推進、貧困問題対策などの活動を行っている。共著に「ブラック企業のない社会へ」（岩波ブックレット）、「ドキュメントブラック企業」（ちくま文庫）、「企業の募集要項、見えていますか？—こんな記載には要注意！—」（ブラック企業対策プロジェクト）、「働く人のためのブラック企業被害対策Q&A」（LABO）など。

【場 所】 小田原市栄町一丁目1番27号
おだわら市民交流センターUMECO会議室5・6

【アクセス】 小田原駅東口から徒歩3分

【受講料】 無料

【対 象】 関心をお持ちの方（申込み先着順・35人）

【申込み】 小田原市産業政策課（☎0465-33-1514）まで
お電話ください。（11月10日(金)から受付開始）

【主 催】 小田原市経済部産業政策課・小田原箱根商工会議所